

平成22年第1回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成22年3月9日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 11名

1番	安井 修	2番	山岡 敏
3番	岡田 裕明	4番	森田 瞳
5番	吉田 忠世	6番	松田 和代
7番	松本 正弘	8番	溝脇 久利
9番	田中 幹男	10番	欠 員
11番	吉田 宏至	12番	溝本 隆

2 出席議員 11名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	島田 悠紀夫		
教育長	中川 克己		
理事	北田 秀章	理事	高間 俊和
理事	山崎 文生		
税務課長	喜多 君美代	住民課長	吉岡 勉
産業課長	寺前 高見	人権同和对策課長補佐	大星 義博
水道課長	北門 康幸		

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近藤 善敬	書記	吉川 明宏
--------	-------	----	-------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号：平成 22 年度安堵町土地開発公社予算の報告について
- 日程第 4 議案第 1 号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について
- 日程第 9 議案第 6 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）について
- 日程第 10 議案第 7 号：平成 22 年度安堵町一般会計予算について
- 日程第 11 議案第 8 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 9 号：平成 22 年度安堵町老人保健特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号：平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 日程第 16 議案第 13 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算について
- 日程第 17 議案第 14 号：平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 15 号：平成 22 年度安堵町水道事業会計予算について

開 会 午前10時

議長（吉田宏至） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。
只今の出席議員11名です。
定足数に達していますので、平成22年第1回安堵町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

平成22年第1回安堵町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様方におかれましては何かと御忙しいところ御出席賜りありがとうございます。

平素は、町行政につきまして格別の御支援、御協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、本日平成22年度一般会計予算案を始め、各特別会計予算案、その他多くの案を上程いたし、皆様方の御審議をお願いするに当たりまして、新年度予算における重点施策を中心に所信の一端を申し述べまして、議員皆様を始め、町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げたく存じておるところでございます。

御承知のとおり我が国の経済状況は、世界同時不況の影響を受け、戦後最悪とも言える経済危機に直面しており、国は当面の景気対策として定額給付金の支給、緊急経済対策に係る交付金事業の実施等一連の景気対策を講じておりますが、依然景気の先行きは不透明であります。先の衆議院議員選挙におきまして、民主党を中心とした新たな政権が誕生し、「コンクリートから人へ」、「新しい公共」、「未来への責任」、「地域主権」、「経済成長と財政規律の両立」を基本理念と掲げられております。こうした状況の中、国は平成22年度予算の編成に向け、「経済財政改革の基本方針2009」を閣議決定し、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で重要な予算と位置づけ、引き続き無駄の排除など歳出改革を継続する安心安全を確保するため、子育て、雇用、医療、環境、科学技術等、特に重点をおいた予算編成がなされたところであります。地方公共団体においては、国の対策に対応しながら徹底した行政改革を推進し、更なる歳出の見直しと重点化を進め、地域の元気回復に努め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的な持続可能な財政への転換を求められているところであります。

これにより、国から地方への一般歳出は 66 兆 3,200 億円程度で、前年度より 1,100 億円程度増額されており、そのうち地方交付税においては、総額 16 兆 8,935 億円程度で前年度より 1 兆 733 億円の増額であり、昨年度に引き続き増となっております。

このような情勢の中で、本年度の本町の財政では、歳入にあっては、町税において長引く景気の低迷により町民税の個人分、特に法人分が大きく落ち込み、たばこ税等の減収と合わせて昨年度より 4,454 万 8 千円の減となり、今年度の町税予算額は 7 億 4,386 万 1 千円で、前年度対比 5.65 パーセント減となっております。また、地方交付税においても昨年度に引き続き増額されてものの、臨時財政対策債が前年度比 50 パーセントと大きく増額されたことに伴う振替分が減額されることから、本年度の予算は 11 億 3,600 万円の計上で、前年度に比べ 1,400 万円、約 1.2 パーセントの減となっております。国・県負担金等に特定財源において新政府の方針である「子ども手当」、「緊急雇用創出事業」等で増となっているものの、一般財源歳入においては不足分を臨時財政対策債等の増額により補っており、依然として増収は期待できない状況であり、財源の確保は誠に厳しい状態であります。

次に歳出においてであります。法の改正等に基づく経費を優先的に計上し、経常経費においては極力抑制に努めながらも住民サービスの低下にならないよう精査し、臨時的経費については優先順位を考え、年次計画を持って予算計上いたしたところであります。また、公債費については、5 億 2,539 万 1 千円で、前年度より 13.26 パーセントの減となっておりますものの新年度予算で占める割合は、19.3 パーセントであり、依然として厳しい環境での予算編成となったところであります。このため財政健全化計画に基づき事務事業の見直しを行い、事業の廃止、縮減を選別し、節減、合理化を図ったところであります。しかしながら大幅な財源不足に対しては、地方交付税など総額を確保するため臨時財政対策債を 3 億 3,000 万円とし、前年度の 1.5 倍を計上することで収支の均衡を図り予算の確保に努めたところであります。

以上申し上げました平成 22 年度の一般会計予算の規模は、27 億 2,200 万円で、前年度予算に対しまして、1 億 500 万円の減で 3.71 パーセントの減となっております。また、一般会計、特別会計予算を合計いたしますと 44 億 5,509 万円となり、前年度予算総額より 6,823 万円の減で、率にいたしますと 1.51 パーセントの減であります。

それでは新年度予算の主要施策の概略を御説明させていただきます。

1 番目には、変化する時代への対応でございます。国が進めております「地域情報化推進事業」であります電子自治体への対応として県と市町村を情報通信基盤で結ぶ「大和路情報ハイウェイ」のネットワークを活用した「市町村共同運営汎用受付」の業務を稼働しており、また、平成 15 年度に整備いたしました「地域イントラネット基盤整備事業」として公共施設の一本化、庁舎内ネットワーク LAN を活用した情報提供の整備の充実、また、基幹システムである住民情報システム・健康管理システム・介護保険システム・財務会計システム等において、より一層充実し効率的な事務処理が行えるよう必要経費を計上いたしております。また、町行政の情報等を住民の皆様など多くの人に

少しでも早くお知らせできるように「安堵町ホームページ」を開設いたしておりますが、町行政を行ううえで必要となる「安堵町例規集」は掲載されておられません。広く周知し、町行政を身近に感じていただくためにも掲載いたしたく、これに係るシステム変更に要する経費を計上いたしました。安堵町総合計画についてであります。平成 14 年度から平成 23 年度までの 10 箇年計画とし、第 3 次安堵町総合計画を策定いたしておりますが、平成 24 年度から平成 33 年度までの第 4 次安堵町総合計画を策定するに当たり、本年度において予備調査等を行う所要額を計上いたしました。次に、消費者の安全・安心を確保するため昨年 9 月に消費者庁が発足し、これに伴い消費者安全法が施行されたところであります。消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することが目的とされている「消費生活センターの設置」が都道府県においては義務付けられており、市町村にあつては努力義務となっております。しかしながら当町においては、住民消費者の安全・安心を確保する観点から消費生活専門相談員による「安堵町消費生活相談窓口」を開設いたしたく、これにかかる所要額を計上いたしたところであります。次に、平城遷都 1300 年祭であります。2010 年の本年、県内各地でイベントが実施されており、また、予定されております。当町においても住民主体の実行委員会により昨年のプレイベントに引き続き春季イベントとして 4 月 3 日窪田の中家住宅周辺及び 4 月 10 日歴史民俗資料館周辺での「安燈会」を計画されております。夏季事業の実施についても予定されておりますので、議員皆様方、また、住民皆様方がこぞって参加していただけますようお願い申し上げます。

第 2 に保健福祉医療施策の充実であります。まず社会福祉についてであります。安堵町第 2 期障害福祉計画などにに基づき、実施いたしております自立支援給付や地域生活支援事業など今以上の充実を図り、障害者が地域で安心して暮らせる町の構築を目指しているところでもあります。また、75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度は、今後においてもより一層円滑な運営を求められるため、運営基盤である奈良県後期高齢者広域連合に対し、必要な経費を計上いたしております。しかし、これにつきましては、今後見直しされるということでございます。

次に老人福祉であります。第 4 次安堵町老人福祉計画及び介護保険事業計画等に基づき、福祉センターに設置いたしております地域包括支援センターを中核に介護サービスや介護予防、相談支援事業、移動支援事業など地域の支援事業をより一層の充実を図るため所要の経費を計上し、「皆が生涯健やかに生活し安堵するまち」の実現を目指しております。

次に児童福祉についてであります。「安堵町次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るための児童手当給付事業を行っておりますが、国においては平成 22 年度は暫定措置として児童手当制度を残したうえで中学校終了までの児童を対象に子ども手当を支給することになりました。これは民主党におきましては、子ども手当は全額国という当初のマニフェストにありましたが、児童手当制度を残したままでの施行となっております。これに対応しながら子どもが健やかに生まれ育つ

まちづくりを目指すため必要な経費を計上いたしましたところであります。また、介護保険については、社会の高齢化が急速に進行している背景と制度の定着により、当町においても同様に利用者が大幅に増加しておりますが、在宅サービス等の一層の充実を図り安定した介護サービスが受けられるように努めてまいります。

第3に保健衛生の充実であります。昨年の5月以降から国内において流行しました新型インフルエンザであります。予防対策として新型インフルエンザワクチンの接種等の対応に努めたところであります。一応11月末以降をピークに発生状況は現在も下降傾向にありますが、感染力も強く流行の恐れもあるためワクチンの予防接種費用等、必要経費を計上いたしております。また、健康増進法に基づく健康増進事業であります健康づくりの相談事業、機能訓練、がん検診など、より充実を図り「生涯健やかに生活し安堵するまちづくり」を推進してまいります。母子保健事業につきましても、妊婦の一般健康診査の公費助成を今まで年3回まででございましたが、14回行い、母子の健康を支援し、「子どもが健やかに生まれ育つまちづくり」を目指し推進するため所要額を計上いたしましたところであります。

第4に教育の充実であります。かねてより「まちづくりは人づくりである。」との下、教育施策の充実を行ってまいりました。昨年に学校教育法施行規則の改正により小・中学校の学習指導要領が改訂され授業時間の増加、学習活動等が大幅に拡充されたことに伴う教育のより一層の充実を図るために所要額を計上いたしましたところであります。また、児童生徒の学力の実態について客観的に把握し、その分析及び評価を行い、学校における指導方法の工夫改善に役立てるため、総合学力調査を本年も引き続き行うことといたしました。

次に児童生徒の安全についてであります。来訪者のチェック、不審者に対する迅速・的確な対応を行い、通学時の引率や巡回、青色回転灯車による防犯パトロール、また、民間ボランティアによる防犯合同協議会の皆様方の御協力など、今後とも安全確保のためにできる限りの取り組みを行ってまいります。また、道徳教育や人権教育についても体験活動や地域の人材を生かした教育活動を実践し、心豊かに生きる子どもたちの育成、そして人権意識を高め人権を育む活動等、この後も諸事業を展開してまいります。

次に児童生徒自立支援事業であります。生徒指導上の課題として大きな社会問題でもある「いじめ」、「不登校」、「問題行動」などについては、専門的な知識を有し経験豊かなスクールカウンセラー、学校支援スタッフなどを配置し、その解決や未然防止を図っているところでございます。また、児童生徒以外でも若年者及び成年者などを対象に「心の病」を抱えた方や家族の方へのメンタル面のサポートを行うため専門職を配置し、訪問カウンセリングを中心とした「メンタルヘルスサポート推進事業」を展開するため所要額を計上いたしましたところであります。

5番目に生活環境基盤の整備についてであります。下水道事業につきましては、精力的に整備を進めており、公共下水道の供用も随時開始いたしております。下水道事業の整備は本年1月末におきまして、その進捗率は76.6パーセントでございます。今後も普

及促進に鋭意努めてまいります。

次に地域の住民生活とも深いかわりを持つ道路整備等についてであります。改修工事、維持補修工事、また、水と農地活用促進事業の農道整備などにかかわる所要額を計上いたしております。また、中央公園を含めた体育施設等についても、住民の心身の育成及びスポーツ振興を図るため、運営、管理に要する所要額を計上いたしました。

6番目に防災対策・環境対策・人権同和対策についてであります。

まず、防災対策であります。地震や台風による大規模な災害に備え、防災用品を備蓄するため所要額を計上し、防災の充実に努めます。

次に環境対策であります。し尿の処理対策、不法投棄物の処理対策、粗大ゴミ処理対策及び環境美化センターの施設のダイオキシン対策、また、同センターにおける施設の精密機能調査を行い、施設の延命化を図り設備の万全を期するためそれぞれ必要な経費を計上いたして、よりよい環境づくりを目指してまいります。

次に人権同和対策でございますが、公営住宅・改良住宅の維持管理経費、また、平成23年7月から開始される地上デジタル放送の対応については、昨年度に公営住宅のテレビアンテナの取替え作業を行っており、本年度については改良住宅のアンテナを取り替え作業を行うための所要額。そして、公営住宅の雨漏り対策として1棟目、2棟目の陸屋根の防水工事に要する経費を計上いたしました。また、地域改善対策については、残事業等に係る所要額を計上いたしたところであります。以上、一般会計予算でございます。

次に特別会計予算についてであります。国民健康保険特別会計に8億円の予算で前年度対比8.25パーセントの増。老人保健特別会計に630万円、住宅新築資金等貸付事業特別会計に392万円それぞれ前年度と同額でございます。下水道事業特別会計には3億4,540万円の予算で、前年度比8.28パーセントの減。介護保険特別会計事業勘定分に5億1,100万円の予算で、2.81パーセントの増、同じく介護サービス事業勘定分に647万円前年度分対比29.4パーセントの増でございます。最後に後期高齢者医療特別会計に6,000万円の予算で前年度比12.4パーセントの減となっております。

以上それぞれの特別会計に予算計上いたしましたところであります。御存知のとおり特別会計は独立採算制を基本としており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努めてまいります。

また、今定例議会にはこの他、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業及び地域活性化・経済対策臨時交付金事業などの関連する平成21年度補正予算案を始め、人事案件、条例の一部改正案件など22年度の当初予算と合わせて16案件を提案させていただきました。厳しい財政状況で、かつ、変化の激しい社会にあって、今後とも町民皆様が安心して暮らせるように創意工夫してまいり所存でございますので、皆様方におかれましては、よろしく御審議、御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、その都度各担当課より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

きます。

議長（吉田宏至） 御苦労さまでございます。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
9番 田中幹男 議員と、12番 溝本 隆 議員を指名します。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より18日までの10日間と
内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。
本定例会の会期は本日から18日までの10日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 報告第1号：「平成22年度安堵町土地開発公社予算の報告に
ついて」を議題とします。
本件について説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） 報告第 1 号、平成 22 年度安堵町土地開発公社予算の報告について。それでは、平成 22 年度安堵町土地開発公社の事業計画及び予算について御説明させていただきます。

まず予算書 1 ページをお開きください。公有地の売却事業でございますが、22 年度はございません。続きまして 2 ページを御覧ください。公有地の取得事業でございますが、22 年度はございません。次に 3 ページを御覧ください。平成 22 年度土地開発公社の収支予算でございます。この中で、第 2 条にあります収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が 1 万 8 千円。これは公社設立基金 500 万円の受取利息でございます。収益的支出が 0 円で、これは公有地取得事業原価でございます。続きまして、第 3 条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が 73 万 8 千円。これは平成 22 年度利子補給金です。資本的支出が 78 万 8 千円。これは公有地取得事業費の委託料 5 万円と事業外費用の支払利息 73 万 8 千円でございます。第 2 条、第 3 条の事項別明細書につきましてはそれぞれ 5 ページから 10 ページに記載しております。なお、予算損益計算書と予算貸借対照表の説明につきましては、先程の説明と重複する部分が多々ありますので省略させていただきます。以上、簡単でございますが平成 22 年度安堵町土地開発公社予算書の報告について説明させていただきました。

それでは報告第 1 号、平成 22 年度安堵町土地開発公社予算の報告についてを朗読いたします。

報告第 1 号：平成 22 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 3 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上報告いたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） なお、報告第 1 号につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告のみですので、御了承願います。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 1 号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって議案第 1 号は同意されました。

議長（吉田宏至） 日程第 5 議案第 2 号：「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは議案第 2 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が、小学校就学始期、始まるまででございますけれども、子を養育しやすくするために改正されたもので、本町の条例においてもこれに適合するように改正いたしたいと思っております。また、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が平成 20 年の 12 月に改正されております。翌 4 月 1 日から施行となっておりましたけれども、当町におきましては、しばらくの間、短縮を行わずに現在まで至っております。しかしながら近隣町村におきましては既に 21 年度ほとんどが行っておるということで、この法律にも準拠して行っていきたいということにおきまして、今回提案させていただくものでございます。しかる後、3 箇月の周

知期間を設け、本年の7月から勤務時間を、現在8時半から17時30分までであったものを、朝は8時半から夜の方は5時15分、15分の短縮を上げたいと考えております。

これによりまして、勤務時間が1日8時間から7時間45分、週40時間から38時間45分に改正いたしたいと考えてます。

各改正箇所につきましては、新旧対照表により御説明をいたします。

議案書の中ほど、前から5枚目でございます。これによって御説明をいたします。まず1ページ目。一番上の方に第1条関係、新旧対照表も4月から施行の分と7月から施行の分がございます。それによりまして新旧対照表も第1条関係、第2条関係と明記させて分けておりますので御了承願います。

まず第1条関係でございます。1ページ目、第2条第2項で育児休業法による「育児短期間勤務」、「育児短時間勤務職員等」、「育児短時間勤務等の内容」の規定を新たに追加し、現行第2項で規定していましたが「再任用短期間勤務職員」の規定を改正し、この項を第3項とし、続いて第4項で育児休業法による任期付短時間勤務職員の規定を追加するということです。また、現行第3項中の「前2項」を「第1項、第3項、第4項」を指す文言に改め、この項を第5項とするということでございます。

次に1ページから2ページにまたがってです。第3条の第1項、第2項ともに育児時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り規定を追加いたしております。次に第4条でございます。第4条第2項につきましても、育児短時間勤務職員等勤務時間の割振り規定を追加したものでございます。第8条第1項、第2項ともに正規の勤務時間以外の勤務について、育児短時間勤務職員等に対しましては、規則で条件を定めなければ命ずることができない旨を追加したものでございます。これの改正につきましては、本年の4月1日から施行したいと思っております。

続きまして勤務時間、先程申しました勤務時間の短縮に係る改正でございます。これについては第2条関係、新旧対照表の（第2条）関係でございます。まず1ページ目の第2条第1項で規定してあります一週間当たりの勤務時間につきましては、先程も申しました「40時間」を「38時間45分」に改めること。第3項におきましては、再任用短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改める。

第4項におきましては、任期付短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間「32時間」を「31時間」に改める。第3条第2項で規定しております1日当たりの勤務時間「8時間」を「7時間45分」に改める。第6条関係から次のページへかけてでございますけれども。第2項で規定している休暇時間を与えなければならない1時間の勤務時間の上限範囲を「8時間」を「7時間45分」に改める。この第2条の改正につきましては、先程言いました周知期間がございますので、本年の7月1日から施行いたしたいと思っております。

以上でございます。それでは議案書を朗読いたします。

議案第2号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 3 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。中の改正等については、新旧対照表で説明させていただきましたので、省略したいと思います。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 2 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 2 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 6 議案第 3 号：「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは、議案第 3 号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

本案件につきましても、地方公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたため、本町の条例においてもこれに遵守し、適合するように改正するものでございます。改正箇所につきましては、これも新旧対照表で御説明いたしたいと思っております。

7 枚目をお願いいたします。まず、これにつきましても先程と同じで施行の日が違いますので、二つに分けて新旧対照表で御説明したいと思っております。

まず第 1 条関係でございます。そのうちの第 1 条でございます。育児休業法の規定条項に第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条、これらの規定は同法第 17 条において準用する場合に含む。第 17 条、第 18 条第 3 項を追加するというところでございます。第 2 条第 1 項第 4 号につきましては、追加する第 9 条第 1 項第 4 号に同条例を再度引用するというので、（以下「定年条例」という。）を追加するというところでございます。第 3 条でございます。次のページにまたがり第 4 条、第 5 条につきましては文言の整理でございます。「第 5 条の 2」でございます。これを「第 6 条」とし。次のページでございます「第 5 条の 3」を「第 7 条」とし、「第 6 条」を「第 8 条」とし、『第 9 条において、育児短時間勤務をすることができない職員の規定、第 10 条においては、育児短時間勤務終了後 1 年以内に育児短時間勤務することができる特例の規定、第 11 条においては、育児休業法に定めるもの以外の勤務形態の規定、第 12 条において、育児短時間勤務の承認・期間延長の請求手続きの規定、第 13 条においては、育児短時間勤務の承認取消事由の規定、第 14 条において、育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務のやむを得ない事情の規定、第 15 条におきましては、第 14 条を適用する場合の通知に関する規定、第 16 条におきましては、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新の規定』等を追加し、第 7 条第 1 項「第 2 号」を「第 3 号」に、「第 3 号」を「第 4 号」とし、第 2 号として、育児短時間勤務等をしている職員を追加し、同条を「第 17 条」とする。第 8 条以下を 10 条ずつ繰り下げるということで、また、現行の第 10 条の部分休業の取消事由については、育児短時間勤務の取消事由がより適しているということで、これを準用するため「第 5 条」を「第 13 条」に改めるということです。これも本年の 4 月から施行したいと考えております。

次のページの 2 条関係でございます。これにつきましては、先程の 11 条の改正に伴います 15 分の短縮と施行日が違いますので改正するものでございます。要は、まず一週間当たりの勤務時間 20 時間、24 時間又は 25 時間を 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分等に改めるということです。先程の第 1 条関係での新旧での本来の国の法による改定につきましては、1 日につき 4 時間の勤務をした場合は 20

時間と、2日育児休暇をとり、3日普通の通常勤務（通常8時間）この改正の前ですから、8時間の場合は24時間、そして1日につき5時間の勤務の場合は25時間。これが第2条で15分短縮になりますので7月以降はこれに改正するというところでございます。

以上でございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第3号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
平成22年3月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第3号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

議長（吉田宏至） よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第7 議案第4号：「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 4 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

これにつきましても先程の育児休業等に関する法律が改正になったためにそれぞれの改正部分を改正するというところでございます。これも新旧対照表をお願いいたします。

5 枚目でございます。まず第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 9 項に短時間、先程の規定に関する部分を追加し改正するというところでございます。そして 2 ページ目でございます。中段ぐらいにあります 4 条の 2 につきましては、「再任用短時間勤務職員」の定義づけの改正でございます。あとは文言整備等でございます。第 8 条関係ですので。8 条の真ん中辺に、第 8 条の 2 第 2 項第 2 号中の「再任用短時間勤務職員」の次に「、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」を追加するというところでございます。次の 10 条関係でございます。このページから次のページにまたがってでございます。10 条関係第 1 項につきましては、これも先程と同じく育児短時間勤務職員及び任期付きの短時間勤務職員に係る規定を追加したものでございます。

そして、管理職手当。第 13 条でございます。これにつきましては、現在の職務給に関しましては、課長職、理事職共に現行 6 級を適用しております。職責に差をつけるためにも、職務給の改正は困難でございます。そういったことで、これの職責の差を是正するために管理職手当の増減率を現行「100 分の 12」を「100 分の 13」と改め、理事職は「100 分の 13」を使用したいということで考えております。次にあとにつきましては、ほぼ先程の育児休暇につけての追加・改正等でございます。そして第 2 条関係、新旧の一番最後のページでございます。今までの分は本年の 4 月 1 日から施行したいと。そして先程の周知期間後の 7 月 1 日から施行する分については、先程も申しました 10 条で規定しております 1 日当たりの勤務時間が「8 時間」を「7 時間 45 分」等に改めるという改正でございます。これにつきましては、7 月 1 日から施行するというところでございます。

以上でございます。それでは鑑を朗読させていただきます。

議案第 4 号：一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
平成 22 年 3 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第4号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を原案のとおり可決することにするに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

議長（吉田宏至） よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第8 議案第5号：「平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第5号：平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について御説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、7,668万9千円の増額補正でございます。補正内容でございますが、大きくは国において平成21年度第2次補正予算が1月に可決成立しております。これに伴いまして、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業及び地域活性化経

済対策臨時交付金事業のそれぞれに該当する補助事業を選択し、行うために補正いたしましたものでございます。

始めに「目」で御説明をさせていただきます。

一般管理費でございます。人件費での減額、そして職員の退職による退手組合（※退職手当組合）への負担金の増額、合わせて補正額はゼロでございます。次に財産管理についてでございます。先の国の第1次補正分で事業の完了を伴ったもので、補助金の減額を行い、一般財源に替えるという財源更正の補正額はゼロでございます。次に電子計算費でございます。これは経済対策臨時交付金事業として町のホームページシステムの作成、また、ネットワークの機器更新費等の追加で988万5千円の増額補正でございます。これにつきましては、全額補助事業となっております。次に目8.のトーク安堵カルチャーセンターの管理費でございます。これもきめ細やかな臨時交付金事業を充てまして、空調設備の整備費としまして、220万円の増額補正でございます。次に徴税費の税務総務費でございます。これは第1次補正でございましたが、これに緊急雇用の分でございます。これも一応事業の完了ということでございます。その分を国庫、国の方の補助金を減額し、一般財源で調整するという財源更正でございます。次に14ページをお願いいたします。福祉保健センター管理費でございます。これも補助金の精算分を一般財源に変更する財源更正分でございます。次に医療対策費でございます。新型インフルエンザの流行、心身障害者医療の対象年齢が引き上げられたと。65歳から75歳に引き上げられたことによる給付費の増額補正で243万円の補正でございます。これも半分の補助でございます。次に自立支援給付費についてでございます。利用者の増によります給付費の増額で300万円の補正でございます。これも補助対象分でございます。次に児童措置費でございます。本年6月から支給されます、先程も町長からも申し上げました子ども手当の支給に係る準備としまして、電算システムの構築それに係る経費として347万6千円の増額補正で、これも全額補助対象でございます。次に保育園でございます。これもきめ細やかな臨時交付金事業を充てております。園舎のトイレ、雨漏り等の改修工事として254万1千円の増額補正でございます。次に道路橋梁費でございます。土木費の道路橋梁費で、これもきめ細やかな臨時交付金事業としまして、橋梁を点検して長寿命化計画を策定するための委託費及び道路の補修工事費としまして2,000万円の増額補正でございます。次に都市計画費、15ページでございます。下水道費でございます。これにつきましては下水道特別会計へ繰出ししているんですけども、これも8万7千円の追加分がございました。そのため一般財源を減らしまして補助の方へ8万7千円財源更正したものでございます。次に教育費でございます。まず小学校の学校管理費についてです。これもきめ細やかな臨時交付金事業を充てまして、校舎の外壁等にクラック等入っております。これを修繕するために176万3千円を増額補正するものです。同じく中学校の学校管理費についても、きめ細やかな臨時交付金事業を対象として、高圧変電設備、もうかなり危険になっております。これを改修、また、プールのろ過装置の改修ということで、合計で1,922万円の増額補正でございます。これも補助対象でござ

ざいます。次に社会教育費の歴史民俗資料館管理運営費でございます。これにつきましては、雨漏りの修繕として178万5千円の増額補正でございます。次に体育施設管理費でございます。15から次のページにまたがっております。これもきめ細やかな臨時交付金事業としまして、テニスコートでございます。これの施設の改修を行いたく966万1千円の増額補正でございます。次に公債費の元金利子でございます。当初は繰入金をもって充てておりました。減債の取り崩しを行い、繰入金をもって充てておりましたが、決算見込上余剰金がいくらかありました。これを繰越金で充当したく財源更正を行うものがございます。最後に、基金でございますが。それぞれの基金の利息の増によります積立金の増額補正でございます。そして、歳出は以上でございます。

9ページ以降でありますけれども、歳入でございます。景気の低迷等によります影響をもろに受けております町税の法人税分、また、たばこ税分が3,863万5千円の減額補正でございます。そして繰入金、先程申しましたように決算見込で余剰金等を充てるため、繰入金については1億1,666万3千円当初取り崩しを考えておりましたけれども、これを行わないということで減額補正をさせていただきます。歳入の増につきましては、地域活性化等の交付金による補助等の増によるものがございます。以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第5号：平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり提出する。

平成22年3月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,668万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,674万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

平成22年3月9日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款 1. 町税、項 1. 町民税

補正前の額 4 億 1,093 万 4 千円、補正額 マイナス 3,572 万 1 千円、計 3 億 7,521 万 3 千円。

項 4. 町たばこ税

補正前の額 2,799 万 7 千円、補正額 マイナス 291 万 4 千円、計 2,508 万 3 千円。

款 9. 地方交付税、項 1. 地方交付税

補正前の額 11 億 5,000 万円、補正額 5,649 万 4 千円、計 12 億 649 万 4 千円。

款 13. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 5,690 万 8 千円、補正額 150 万円、計 5,840 万 8 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 1 億 630 万 3 千円、補正額 5,233 万 5 千円、計 1 億 5,863 万 8 千円。

款 14. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 6,085 万 4 千円、補正額 75 万円、計 6,160 万 4 千円。

項 2. 県補助金

補正前の額 5,251 万 9 千円、補正額 99 万 1 千円、計 5,351 万円。

款 15. 財産収入、項 1. 財産運用収入

補正前の額 341 万 6 千円、補正額 67 万 8 千円、計 409 万 4 千円。

款 16. 寄附金、項 1. 寄附金

補正前の額 20 万円、補正額 5 万円、計 25 万円。

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 3 億 153 万 3 千円、補正額 マイナス 1 億 1,666 万 3 千円、計 1 億 8,487 万円。

款 18. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 2,382 万 7 千円、補正額 1 億 1,918 万 9 千円、計 1 億 4,301 万 6 千円。

歳入合計

補正前の額 30 億 2,005 万 7 千円、補正額 7,668 万 9 千円、計 30 億 9,674 万 6 千円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 3 億 6,036 万 5 千円、補正額 1,208 万 5 千円、計 3 億 7,245 万円。

項 2. 徴税費

補正前の額 5,846 万 1 千円、補正額 0 円、計 5,846 万 1 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 3,703 万 6 千円、補正額 543 万円、計 4 億 4,246 万 6 千円。

項 2. 児童福祉費

補正前の額 2 億 2,617 万 8 千円、補正額 601 万 7 千円、計 2 億 3,219 万 5 千円。

款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費

補正前の額 9,692 万円、補正額 2,000 万円、計 1 億 1,692 万円。

項 3. 都市計画費

補正前の額 1 億 2,621 万 7 千円、補正額 0 円、計 1 億 2,621 万 7 千円。

款 10. 教育費、項 2. 小学校費

補正前の額 5,802 万 7 千円、補正額 176 万 3 千円、計 5,979 万円。

項 3. 中学校費

補正前の額 4,825 万 7 千円、補正額 1,922 万円、計 6,747 万 7 千円。

項 5. 社会教育費

補正前の額 6,150 万 6 千円、補正額 178 万 5 千円、計 6,329 万 1 千円。

項 6. 保健体育費

補正前の額 3,711 万 8 千円、補正額 966 万 1 千円、計 4,677 万 9 千円。

款 12. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 6 億 572 万 6 千円、補正額 0 円、計 6 億 572 万 6 千円。

款 13. 諸支出金、項 1. 基金費

補正前の額 294 万 7 千円、補正額 72 万 8 千円、計 367 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 30 億 2,005 万 7 千円、補正額 7,668 万 9 千円、計 30 億 9,674 万 6 千円。

次の 6 ページをお願いいたします。

第二表 繰越明許費

款 2. 総務費、7 本ございます。

まず項で総務管理費、事業名 カルチャーセンター設備補修事業 金額が 220 万円。
これは、地域活性化の補助です。

同じく総務管理費 イントラネット更新事業 4,427 万 6 千円。

これは 21 年度当初予算で計上させていただいたものです。

同じく総務管理費で、事業名 町ホームページ作成システム更新事業、340 万 2 千円。

これは地域活性化の補助の分でございます。

同じくネットワーク機器更新事業としまして、648 万 3 千円。

これも地域活性化事業を充てさせていただきます。

次、項 2. 財産管理費でございます。

事業名が地上デジタル放送対応事業 550 万円。

これにつきましては、庁舎及び各施設のデジタル放送に対応するための費用でございます。
これも地域活性化の分でございます。

同じく財産管理費で、公用車更新事業 1,499 万円。

これも地域活性化の事業分でございます。

次に同じく財産管理費で、事業名が非常時対策用公用車導入事業 243 万 3 千円。

これは第一次補正分でございます。

次に款、民生費 2 本ございます。そのうちの項 2、児童福祉費
子ども手当準備事業 347 万 6 千円。丸々国の補助分でございます。

同じく児童福祉費で事業名が、保育園設備改修事業、先程申したものでございます。
金額が 254 万 1 千円。これも地域活性化の補助分でございます。

款 4、衛生費、項 1、保健衛生費、事業名が感染症予防事業 320 万円。

これ 21 年度で先程言いました新型インフルエンザで予算計上しておりましたこの部
分、今、小康状態でございますけれども、4 月以降また分からないということで繰越し
として計上いたしております。

次に款 8、土木費でございます。

項 2、道路橋梁費、橋梁点検長寿命化計画策定事業 300 万円。

これも地域活性化事業でございます。

同じく道路橋梁費の道路舗装補修事業として 3,800 万円。

これも地域活性化事業の繰越分でございます。

款 9、消防費、項 1、消防費、事業名が防災情報通信設備整備事業、171 万 3 千円。

これも翌年度へ繰り越したいと。

款 10、教育費、最後全てでございます。まずそのうちの項 2、小学校費、義務教育施設整
備事業としまして、176 万 3 千円。そして中学校費のこれも義務教育施設整備としまし
て、601 万 6 千円と。そして、同じく中学校のプール整備事業として 1,320 万 4 千円。

これらは地域活性化分でございます。

そして項 6、の保健体育費、事業名が町民テニスコート改修事業。141 万 9 千円。同
じく中央公園にありますテニスコートの改修事業が 811 万円。

これも全て地域活性化事業の補助金に充てるものです。

合計としまして、金額が 1 億 6,172 万 6 千円の翌年度への繰越明許で考えているもの
でございます。以上です。7 ページ以降は省略させていただきます。それでは議案書を
朗読させていただきます。

議案書は読みました。以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありますか。

5 番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） はい、吉田議員。

5 番（吉田忠世） 吉田でございます。この繰越明許費にある町民テニスコート、中央公園

テニスコートと二つあるわけですけども、これはどういう仕分けをしているか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 町民テニスコートというのは、中学校の岡崎川沿いに北側にあるあれも一応は町民テニスコートとして残っております。で、中央公園ができて西側の方に新たにできたのが下の方の中央公園のテニスコート。一応分けております。2箇所同時にかなり経ってますので改修したいと。

5番（吉田忠世） はい、わかりました。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第5号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

議長（吉田宏至） よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） ここで一旦休憩させていただきます。
只今11時12分です。

次の再開まで 15 分とりたいと思いますので、次は 30 分。11 時 30 分より再開しますのでよろしくお願いいたします。

(休 憩)

1 1 時 1 2 分

1 1 時 2 9 分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き再開します。

日程第 9 議案第 6 号：「平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 議案第 6 号の平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）について御説明させていただきます。

国保財政影響の最大の要因であります医療費の増額により、各支払予算科目で不足額の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、補正予算書 8 ページをお開きください。

歳出の部で保険給付費の中で、目、一般被保険者療養給付費の予算科目で 2,000 万円の増額補正をお願いするものでございます。それから、高額療養費、一般被保険者高額療養費で不足額 600 万円の追加補正をお願いするもので、それにつきましての財源内訳といたしまして、前のページでございます。6 ページの方でございます。歳入の部で一般被保険者国民健康保険税で 500 万円の増額補正。それから国庫支出金で療養給付費等負担金で 884 万円の増額補正。それから財政調整交付金国庫補助金でございます。234 万円の増額補正。それから県支出金で県財政交付金で 182 万円の増額補正。それから次のページの連合会支出金、高額医療費共同事業交付金で 800 万円の増額補正で、トータル歳入歳出 2,600 万円の増額でございます。その結果、歳入歳出総額は 8 億 7,252 万円となります。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 6 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 3 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

1 枚めくっていただきまして、1 ページ目、議案書を朗読させていただきます。

平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）

平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,600 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 7,252 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 3 月 9 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

第一表 歳入歳出予算補正

款 1. 国民健康保険税、項 1. 国民健康保険税

補正前の額 1 億 4,765 万 5 千円、補正額 500 万円、計 1 億 5,265 万 5 千円。

款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 2 億 3,348 万 9 千円、補正額 884 万円、計 2 億 4,232 万 9 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 8,429 万円、補正額 234 万円、計 8,663 万円。

款 6. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 4,696 万 7 千円、補正額 182 万円、計 4,878 万 7 千円。

款 8. 連合会支出金、項 1. 共同事業交付金

補正前の額 8,169 万 3 千円、補正額 800 万円、計 8,969 万 3 千円。

歳入合計

補正前の額 8 億 4,652 万円、補正額 2,600 万円、計 8 億 7,252 万円。

次のページ歳出の部でございます。

款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費

補正前の額 5 億 1,062 万 1 千円、補正額 2,000 万円、計 5 億 3,062 万 1 千円。

項 2. 高額療養費

補正前の額 4,910 万円、補正額 600 万円、計 5,510 万円。

歳出合計

補正前の額 8 億 4,652 万円、補正額 2,600 万円、計 8 億 7,252 万円でございます。
以上でございます。よろしく御審議のほど御可決お願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 6 号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第 6 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至）

-
- 日程第 10 議案第 7 号：平成 22 年度安堵町一般会計予算について
 - 日程第 11 議案第 8 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 12 議案第 9 号：平成 22 年度安堵町老人保健特別会計予算について
 - 日程第 13 議案第 10 号：平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について
 - 日程第 14 議案第 11 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 15 議案第 12 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予
算について
 - 日程第 16 議案第 13 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業

勘定) 予算について

日程第 17 議案第 14 号：平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 18 議案第 15 号：平成 22 年度安堵町水道事業会計予算について

議長（吉田宏至） 以上、一般会計予算・各特別会計予算及び水道事業会計予算の 9 議案を一括議題とします。

議長（吉田宏至） 只今議題としました 9 議案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは、平成 22 年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算について御説明いたします。

国においては、持続的な経済成長と財政健全化に向けた無駄の無い歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために、子育て・雇用・環境等に特に重点をおいた予算編成がなされたところでございます。町財政は益々厳しい状況でございます。当町においてもこの厳しい状況での予算編成を行ったところでございます。

まず議案第 7 号予算書 1 ページをお願いいたします。一般会計予算でございますが、歳入につきましては、町税で長引く景気の低迷によりまして町民税の減で、前年度対比 5.65 パーセントの減となっております。減収分の不足を臨時財政対策債の増債により予算の確保に努めたところでございます。歳出につきましては、法の改正等に基づく経費は優先的に計上し、経常経費におきましては極力抑制に努めながらも住民サービスの低下にならないように精査し、臨時的経費につきましては、優先順位を考え、年次計画等をもって予算編成を行ったところでございます。

まず、一般会計でございます。1 ページでございます。総額は、27 億 2,200 万円で前年度対比 3.71 パーセントの減となっております。それでは予算書を朗読いたします。予算書表題と歳入歳出予算の第 1 条第 1 項のみを朗読したいと思いますので、御了承をお願いいたします。

議案第 7 号：平成 22 年度安堵町一般会計予算

平成 22 年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 27 億 2,200 万円と定める。

次に、国保会計でございます。特別会計の内の国保は、83 ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計予算でございます。総額は、8 億円でございます。

保険給付費等の増ということで、前年度対比 8.25 パーセントの増となっております。それでは議案書を朗読いたします。

議案第 8 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計予算

平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億円と定める。

以上でございます。

次に、議案書の 105 ページでございます。

老人保健特別会計予算でございます。総額は、630 万円で、前年度と同額でございます。後期高齢者医療特別会計へ移行するものの、精算等に必要ということの分を前年度と同額で計上いたしましたところでございます。朗読いたします。

議案第 9 号：平成 22 年度安堵町老人保健特別会計予算

平成 22 年度安堵町老人保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 630 万円と定める。

次に 115 ページをお願いいたします。

議案第 10 号の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。総額は、392 万円で、これも前年度と同額でございます。これにつきましては公債費等必要経費分でございます。それでは議案書を朗読いたします。

議案第 10 号：平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 392 万円と定める。

次に 123 ページをお願いいたします。

議案第 11 号：下水道事業特別会計予算の総額でございます。3 億 4,540 万円で、事業量の減ということで、前年度対比 8.28 パーセントの減でございます。それでは予算書を朗読いたします。

議案第 11 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計予算

平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 4,540 万円と定める。

次に 139 ページでございます。

議案第 12 号：介護保険特別会計予算（保険事業勘定）分でございます。総額は、5 億 1,100 万円で、保険給付費の増ということで、前年度対比 2.81 パーセントの増でございます。それでは議案書を朗読します。

議案第 12 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 1,100 万円と定める。

次に 167 ページをお願いいたします。

議案第 13 号：同じく介護保険特別会計予算でございます。（介護サービス事業勘定）分でございます。総額は、647 万円で人件費、人の増でございます。前年度対比 29.4 パーセントの増でございます。それでは議案書を朗読します。

議案第 13 号：平成 22 年度安堵町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 647 万円と定める。

次に 181 ページをお願いいたします。

議案第 14 号：後期高齢者医療特別会計予算でございます。総額は、6,000 万円で、これは保険給付費等の減ということで前年度対比 12.4 パーセントの減でございます。それでは議案書を朗読します。

議案第 14 号：平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,000 万円と定める。

続きまして、最後でございます。別冊でございます。

議案第 15 号：安堵町水道事業会計予算でございます。1 ページをお願いします。支出ベースでございます。1 ページの下から 5 行目の支出分としまして、第 1 款.水道事業費用、1 億 6,890 万円。そして、次のページ、2 ページをお願いいたします。中ほどでございます。第 4 条の第 1 款.資本的支出、1 億 1,470 万円。合計いたしまして総額が、支出ベースで 2 億 8,360 万円でございます。これも事業量等減となっております、前年度対比 2.61 パーセントの減でございます。

なお、水道事業会計を除きます一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は、44 億 5,509 万円でございます。前年度に比べまして 1.51 パーセントの減となっております。

以上、平成 22 年度安堵町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計でございます。
御審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉田宏至） これより議案第 7 号から第 15 号までの 9 議案について、総括質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。
総括質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） お諮りします。

議案第 7 号から第 15 号までの各会計予算 9 議案を、議長と議会選出監査委員を除く 9 名の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって議案第 7 号から第 15 号までの 9 議案は、9 名の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（吉田宏至） お諮りします。

只今設置されました予算審査特別委員会の委員を、私が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。御指名します。

予算審査特別委員会

2 番 山岡 敏 議員、3 番 岡田裕明 議員、4 番 森田 瞳 議員

5 番 吉田忠世 議員、6 番 松田和代 議員、7 番 松本正弘 議員

8 番 溝脇久利 議員、9 番 田中幹男 議員、12 番 溝本 隆 議員

以上、9 名。

議長（吉田宏至） 只今11時49分です。

暫時休憩させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(暫時休憩)

11時49分

11時57分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き、再開します。

正副委員長の互選結果につきまして申し上げます。

予算審査特別委員会

委員長 森田 瞳 議員、

同じく副委員長 山岡 敏 議員です。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（吉田宏至） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長（吉田宏至） 予算審査特別委員会は、11日、木曜日。12日、金曜日。
いずれも午前10時からです。

議長（吉田宏至） 一般質問の通告期限についてですが、12日、金曜日の午後5時で締め
切らせていただきます。

議長（吉田宏至） 次回の本会議は、18日、木曜日、午前10時からですので、よろしく
お願いいたします。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） はい。何か報告ありますか。

理事（北田秀章） 一般会計と特別会計分けないんですよね。

議長（吉田宏至） 11日に一般会計。

理事（北田秀章） 分けていいんですよね。11日が一般会計ですね。

議長（吉田宏至） 12日が特別会計です。

議長（吉田宏至） これで散会します。
どうも長時間御苦労さまでございました。ありがとうございます。

散 会

11時59分
